⑺　平成14年度以降に、以下の㋐に示す機関等が発注した㋑に示す設備に係わる保守業務、点検業務、製造を完了した履行実績があること（再委託を受けての履行実績及び平成29年３月31日までに完了見込みを含む）。なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績をもって、これに代えることができる。

㋐　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

①　国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）

②　地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第２条第５号に規定する指定公共機関、第６号に規定する指定地方公共機関）

③　地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）

④　民間企業発注の保守又は点検業務の履行実績（受注者としての実績に限る）

㋑　対象設備は、次の①から⑯までのいずれかとする。

①　多重無線設備
②　端局設備
③　遠方監視設備
④　交換設備
⑤　長距離（30㎞以上）用光伝送設備
⑥　移動体通信設備
⑦　模写電送装置
⑧　衛星通信設備
⑨　ネットワーク設備
⑩　高圧受変電設備
⑪　非常用（又は「自家用」）発電設備（10kVA以上）
⑫　テレメータ観測装置又は放流警報装置
⑬　防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）
⑭　道路情報表示設備又はトンネル非常警報設備
⑮　ＣＣＴＶ設備
⑯　ダム放流制御設備

⑻　本業務の配置予定管理技術者は、平成29年４月１日の時点で、次の①から⑥のいずれか一つの条件及び⑦並びに⑧の条件を満たす者であること。

なお、①から⑥における業務経験は、国土交通省が定める「電気通信施設点検基準（案）」に示すいずれかの設備についての保守業務、点検業務、製造の実績とする（再委託の実績及び平成29年３月31日までに完了見込みを含む）。また、建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績をもってこれに代えることができる。

①　学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。

②　専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士若しくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。

③　学校教育法による高等学校、専修学校若しくはこれに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めたもので、卒業後５年以上の業務経験を有する者であること。

④　上記①、②及び③以外の者で、７年以上の業務経験を有する者であること。

⑤　以下のいずれかの資格を有する者。
・技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））
・技術士（電気電子部門）
・一級、二級電気工事施工管理技士
・第一種電気工事士

⑥　以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が３年以上あること。
・第一種、第二種、第三種電気主任技術者
・第二種電気工事士
・第一級、第二級総合無線通信士
・第一級、第二級陸上無線技術士
・第一級陸上特殊無線技士

⑦　通常の勤務時間において４時間以内に履行場所（浜松河川国道事務所）に到着できる場所を主たる勤務地としていること。

⑧　配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、平成29年４月１日現在の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）が、２億円未満かつ５件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む。ただし、複数年契約の業務については、平成29年度の年割り額とする）。

⑼　配置予定管理技術者は、最大３名を限度として申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

⑽　本業務の管理技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに、兼務しようとする業務の概要を発注者に届出なければならない。

また、管理技術者の手持ち業務量は、本業務の落札決定後から履行期間中に上記⑻⑧の条件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)～(c)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

(a)　当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。

(b)　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者。

(c)　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

⑾　「業務実施方針」について、すべての項目の提案が未提出でなく、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
電子調達システム
https://www.geps.go.jp
〒430―0811 静岡県浜松市中区名塚町266
国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所経理課契約係　西尾美佐雄　電話053―466―0112　内線227

⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　上記⑴の問い合わせ先に同じ。

⑶　入札説明書の交付場所及び交付方法　上記⑴の問い合わせ先で交付する。

⑷　電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の受領期限　平成29年２月６日16時00分

⑸　電子調達システム及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成29年２月27日16時00分

⑹　開札の日時及び場所　平成29年２月28日13時00分　国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所入札室

４　その他

⑴　入札及び契約手続に使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、上記３⑷の受領期限までに入札書類データ（申請書等）を上記３⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。

また、上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、落札決定において当該資格の認定を受けていない場合は、本案件に関する競争参加資格を取り消す。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、上記３⑷の受領期限までに必要な申請書等を上記３⑵に示す場所に提出しなければならない。

また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において申請書等の内容に関する分任支出負担行為担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。